

〔 重要事項説明書別紙Ⅰ 〕

◇ 担当介護支援専門員（第3条）

氏 名： 連絡先：043-486-3960（さくら苑居宅介護支援センター）

◇料金（11条）

4. 利用料金

①利 用 料

居宅支援の利用料は法定代理受領であり、当事業所に対し介護保険給付がある場合は利用者の自己負担はありません。ちなみに、居宅介護支援の利用料は介護サービス提供開始以降1ヶ月当たり下記のとおりです。

(1)基本単位		
	要介護1・2	1, 086 単位／月
	要介護3・4・5	1, 411 単位／月
(2)加算		
	①初回加算	300 単位／月
	②処遇改善加算	2. 1 %／月
	③特定事業所加算 (Ⅰ)	519 単位／月
	(Ⅱ)	421 単位／月
	(Ⅲ)	323 単位／月
	(A)	114 単位／月
	④特定事業所医療介護連携加算	125 単位／月
	⑤入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250 単位／月
	(Ⅱ)	200 単位／月
	⑥退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450 単位／回
	(Ⅰ) ロ	600 単位／回
	(Ⅱ) イ	600 単位／回
	(Ⅱ) ロ	750 単位／回
	(Ⅲ)	900 単位／回
	⑦緊急時等カンファレンス加算	200 単位／ 月2回まで
	⑧ターミナルケアマネジメント加算	400 単位／月
	⑨通院時情報連携加算	50 単位／月

（＊平成27年4月より佐倉市が5級地に指定され1単位10.70円となります。）

詳細

□初回加算

新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合

□処遇改善加算

厚生労働省の基準を満たした場合

☐ 特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算

厚生労働省の基準に合致した場合

☐ 入院時情報連携加算

(Ⅰ) 病院等に入院した日のうちに必要な情報提供を行った場合

(Ⅱ) 病院等に入院した日の翌日または翌々日に、必要な情報提供を行った場合

☐ 退院・退所加算

退院・退所にあたって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることやその他の連携を行った場合

☐ 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院等の求めにより当該病院等の職員と共に利用者宅の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

☐ ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握した上で死亡日前 14 日以内から必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

☐ 通院時情報連携加算

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等と利用者に関する必要な情報提供を相互に行った場合

介護保険の適用の場合でも、保険料の滞納などにより法定代理受領ができなくなる場合は 1 ヶ月につき上記の料金をいただきます。その際にサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に提出すると、差額の払い戻しを受けます。

<事業者名> 社会福祉法人 佐倉厚生会 (指定事業者番号、指定都道府県名)
さくら苑居宅介護支援センター (1271700187、千葉県)

<住 所> 千葉県佐倉市鎚木町 3 4 6 番地

<代 表 者> 管理者 石井 八重

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 <利用者氏名> _____ 印

<代理人氏名> _____ 印

利用者との続柄 _____